

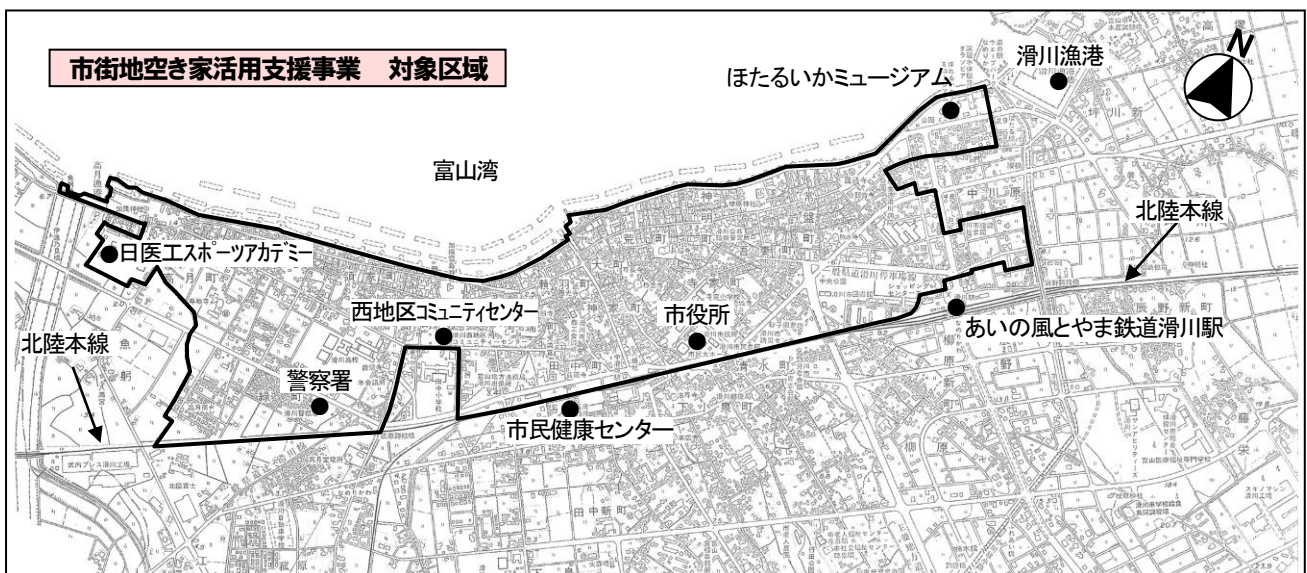
まちなか再生への 取り組みについて

滑川市では、まちなかに住む人を増やし市街地の賑わいづくりと良好な住環境整備を図るため、『まちなか再生事業』を創設し、平成20年度から令和元年度までの12か年間にわたり実施しました。下記の事業につきましては、補助金額及び対象地域などを一部見直したうえで、期間を3年間延長し令和4年度までとしました。ぜひご活用ください。

◆市街地空き地空き家活用支援事業

空き地空き家の有効活用を図り、賑わいの創出と地域商業の振興を図るため、まちなか(＝人口集中地区：下記参照)での各種商品小売業等の店舗創業者に対し、補助金を交付いたします。また、令和3年度から対象業種が一部拡大されました。(持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業などの生活関連サービス業の一部を追加。)

対象業種	各種商品等小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他特に市長の認めるもの	
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ●滑川商工会議所の経営指導を受けて創業される事業者 ●3年以上継続して事業を営むことが見込まれる事業者 ●所属町内会の同意を得られる事業者 など 	
補助金額	取得	賃貸
	土地・建物の取得費用、改装費の1/2(限度額100万円)	賃貸料の1/2(限度額50万円、1年間) 改装費の1/2(限度額50万円)
申請時期	補助事業開始の15日前まで	



ぜひ、「まちなか再生事業」
をご活用ください!



お問合せ
〒936-8601
富山県滑川市寺家町104 ☎ 076-475-2111
商工水産課

滑川市